

# 信州幼児教育支援センター設置要綱

## (目的)

第1条 幼稚園や保育所、認定こども園等の園種を越え、県内全ての施設における幼児教育の質の向上を図るため、「信州幼児教育支援センター」（以下「センター」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 センターは、センター長及び構成員をもって構成する。

2 センター長は、幼児教育の専門性を有した外部の人材をもって充てる。

3 構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 大学等の学識経験者

(2) 質の高い幼児教育を実践している園の代表者

(3) 県行政担当者、幼児教育施設所管部署職員

## (業務)

第3条 センターで行う業務は、次のとおりとする。

(1) 保育者（幼稚園教諭、保育士、保育教諭）の質の向上

(2) 幼保から小学校への学びの連続性の確保

(3) インクルーシブ教育の推進

(4) 「信州やまほいく」等の自然保育の推進

(5) その他、幼児教育の質の向上に関する業務

## (運営会議)

第4条 センターに運営会議を設置し、センター長、幼児教育に係る関係団体の各代表、幼児教育を担当する知事部局の部長及び県教育委員会の教育次長の他、センター長が必要と認める者をもって構成する。

2 運営会議は、センターの運営方針や運営事業の内容を決定する。

## (専門部会)

第5条 センターに業務の内容を検討する専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、大学等の学識経験者、質の高い幼児教育を実践している園の代表者の他、センター長が必要と認める者をもって構成する。

## (事務局)

第6条 センターの事務局は、県教育委員会事務局学びの改革支援課に置く。

2 事務局長は、教育次長（行政）をもって充てる。

## (附則)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。